

新型コロナウイルス感染症に関する助成金・給付金等について

(4月30日現在) ※助成金・補助金の情報は日々更新されます。必ず最新の情報を確認して頂くをお願いします。

自民党特設サイト
「新型コロナウイルスに伴う
あなたが使える緊急支援」



個人が申請
生活支援

休業・失業などで経済的に
厳しい状況の方

給付	特定定額給付金	一人あたり一律10万円を申請者へ給付 ※現在、閣議決定済→郵送orネット
貸付	緊急小口資金(休業者向け)	上限10万円(特別な場合20万円) 据置期間:1年以内 返済期限:2年以内
貸付	総合支援金(失業者向け)	単身15万円以内/複数20万円以内 据置期間:1年以内 返済期限:10年以内

総合支援資金相談コールセンター
0120-46-1999(9:00~21:00)

宮前区社会福祉協議会
044-856-5500

共通
猶予

税・公共料金等の
支払いが困難な場合

政府から、支払い猶予等の柔軟な対応を事業者に要請中
※水道/ガス/電気/電話料金や住民税等[地方税]、法人税等[国税]各種社会保険料/公営住宅賃料等

川崎市上下水道局
中部サービスセンター
044-855-3232
※電気・ガス・電話料金等は
ご契約の事業者へ。

休業補償

雇用を維持して、休業を実施

子供がいる従業員の為に

子供がいるフリーランスの為に

県からの要請に基づき
休業・時短に協力した事業者

助成	雇用調整助成金(コロナ特例)	上限あり(8,330円/一人1日) 助成率は企業規模・雇用状況による
助成	小学校休業等対応助成金 <small>事業者向け</small>	上限あり(8,330円/一人1日) 小学校等休校による有給休暇を補助
助成	小学校休業等対応支援金 <small>個人事業主</small>	定額で1日あたり4,100円 臨時休業したフリーランスを補助
助成	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	【休業】事業所自己所有10万/賃貸→最大30万 【時短】10万円

神奈川労働局
職業対策課助成金センター
045-650-2801

学校等休業助成金・支援金等
相談コールセンター
0120-60-3999
9:00~21:00(土日祝OK)

神奈川県新型コロナウイルス
感染症専用ダイヤル
045-285-0536
9:00~21:00(土日祝OK)

事業主が申請
資金繰り

主に中小企業・小規模事業者が対象

信用保証付き
民間金融融資

政府系金融機関

売上が▲50%以上の
事業者

融資	セーフティネット+危機関連保証	上限額3,000万円(売上前年比▲5%~) 実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免
融資	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	上限別枠6,000万円(売上前年比▲5%~) ※無担保・実質無利子化の制度あり
融資	旅館/飲食店及び喫茶店の方への特別貸付	【旅館】別枠3,000万円(売上前年比▲10%~) 【飲食/喫茶】別枠1,000万円(")
融資	商工中金による危機対応融資	融資上限3億円(売上前年比▲5%~) 当初3年間、基準金利0.9%引下(利下げ限度1億)
給付	持続化給付金制度	2020年1~12月(※ひと月でも可)売上前年比▲50%~ 法人200万円以内/個人事業主100万円以内給付

川崎市経済労働局
産業振興部金融課
044-544-1846

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
0120-154-505

商工組合中央金庫相談窓口
0120-542-711(9:00~17:00)

中小企業庁金融/給付相談窓口
03-3501-1544(9:00~17:00)

新型コロナウイルス感染症に関する助成金・給付金等について

(4月30日現在) ※助成金・補助金の情報は日々更新されます。必ず最新の情報を確認して頂くをお願いします。

川崎市新型コロナウイルス
感染症コールセンター
044-200-0730
24時間(土日祝OK)

国税/地方税等納付の猶予制度

国税

川崎北税務署 TEL:044-852-3221

地方税

溝の口市税事務所 TEL:044-820-6555

消毒作業をしたことにより備品・棚卸資産を廃棄

ご本人(または家族)の病気の医療費・治療費等に付随する費用

事業を休業した場合、休業に関し生じた損失や費用に相当する額

事業に著しい損失を受けた場合、受けた損失額に相当する金額

原則 1年間の納税猶予

猶予期間中の延滞税の軽減or免除

財産の差押えや換価が猶予

※所定の申請書への記入・提出が必要
※売上高の減少がわかる書類があるとスムーズ

国民健康保険等

宮前区保険年金課収納係 TEL:044-856-3151

厚生/国民
年金保険料

高津年金事務所 TEL:044-888-0111

共通

固定資産税等の軽減制度

減免

中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL:03-3501-5803

拡充・延長

同庁 経営支援部 技術/経営革新課 TEL:03-3501-1816

固定資産税・都市計画税の減免

2020年2月～10月までの任意の3か月間の
収入の対前年同期比減少率

30%～50%未満

減免率 1/2

50%以上

全額

固定資産税の特例拡充・延長

- ①事業用家屋と構築物を対象に追加(適用拡充)
- ②適用期限を2年間延長(現状:2021年3月末まで)

欠損金の繰戻し還付

資本金1億超～10億以下の法人へ対象拡大

災害欠損金の繰戻し還付制度

令和2年2月1日～令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に対し適用

適用

川崎北税務署

TEL044-852-3211

■災害欠損金算入できる例■

- ・飲食業等の**食材廃棄損**
- ・感染者発出に伴う器具備品の**除却損**
- ・施設等の**消毒費用**
- ・感染発生防止の為にマスク、消毒液等の**購入費用**
- ・イベント中止による商品等の**廃棄損**

【本資料作成・発行】

川崎市議会議員(宮前区)
矢沢たかお事務所

電話:044-976-2727

FAX:044-976-8686

<https://yazawa-t.jp/>

4月30日

川崎市緊急経済
対策を発表!

詳細は

川崎市緊急経済対策

検索

討議資料

